○農林水産省告示第千二百十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十三年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千二百十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一一四、七二三円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、四六三円

適用期間　平成二十三年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千二百十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一二四、三六二円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、九二二円

適用期間　平成二十三年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千二百十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　六一、五三〇円

適用期間　平成二十三年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千二百十八号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域（以下「西大西洋海域」という。）における平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、三百八・三七トンとする。

二　西大西洋海域以外の大西洋の海域（地中海の海域を含む。）における平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千九十七・〇三トンとする。

○農林水産省告示第千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市矢倉沢字高杉二六九五、二六九七、二六九九の一、二七〇〇の一、字檜山二七一四の九、苅野字茨倉二二七三の一、二二七三の二、二二七三の四、二二七三の六、二二七三の八、二二七四、弘西寺字一ノ沢六八八、雨坪字餅掲場六五八の一、六六六、飯沢字用水口通六三四、狩野字久保録一六五四の一（次の図に示す部分に限る。）、三竹字蛇澤一一九七の一から一一九七の四八まで、字観音寺一一九九の二から一一九九の二五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県南足柄市矢倉沢字上峯一八四一、一八四八の一、一八四八の二、一八四九、字茗荷入一八五五、一八九五、一八九六、一八九九から一九〇一まで、字丸山一九〇二の一三から一九〇二の一九まで、一九一一の一、一九一一の二〇、一九一一の二三、一九一一の二四、一九一一の二八から一九一一の三六まで、字立間二一三九の六一、字中尾二一四〇のイの二六、二一四〇のイの二七、内山字城山二九〇五から二九一二まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町松田庶子字高附一七一二、一七一八の一、寄字七十三番四九二七の一、四九二七の二、四九二八、字八十八番六六二一、六六二九、字八十九番六六三〇、六六三二のイ、字百三十七番七一二七の一、七一二七の六から七一二七の八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七一二七の九、七一二七の一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。